

令和7年第10回農業委員会総会会議録

令和7年第10回船橋市農業委員会総会を10月8日午後3時00分船橋市役所6階602会議室に招集する。

出席委員（14人）

石山 幸男	齋藤 教子	金子 しのぶ	豊田 豊	長嶋 雄一	小川 晃	平野 恵昭
神山 茂樹	高橋 光一	藤家 雅子	藤平 尚志	穴倉 由紀雄	藤城 孝義	岡庭 一美

農地利用最適化推進委員（2人）

伊藤 貞	齊藤 義夫
------	-------

議長	それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第10回農業委員会総会を開催いたします。 傍聴人はおりますか。
局長	傍聴人はおりません。
議長	それでは、まず議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	それでは、指名いたします。 8番神山 茂樹委員と、9番高橋 光一委員の両名にお願いいたします。 それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い審議に入ります。 局長。
局長	農地法第3条許可申請について、議案第1号の1から2を上程いたします。
議長	本議案につきまして、平野審査班長の報告を求めます。

平野審査班長

それでは、今月 3 日、石山 幸男委員、齋藤 義夫推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。
議案書 2 ページ、地図 1 から 4 ページをご覧ください。

議案第 1 号の 1 につきましては、市川市で障害福祉サービス事業を営む譲受人が、当該農地を寄附により取得し、利用者の農作業用地とするものです。

農業従事者は 3 名、従事日数は 2 7 0 日、農機具は現在保有しておりませんが、今後、買取にて対応することを確認しております。

なお、当該法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人であり、農地法施行令第 2 条第 1 号 1 項第 1 号ハの規定にある不許可の例外により、農地の権利取得が可能となっております。

続きまして、議案書 2 ページ、地図 5 から 6 ページをご覧ください。

議案第 1 号の 2 につきましては、白井市に在住の譲受人が、当該農地を取得し、新規就農を図るものです。

農業従事者は 2 名、世帯従事日数は 3 0 0 日、農機具を一式保有しております。

以上、2 議案につきましては、不許可の事由を規定した農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていることから、許可すべきものと思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員

1 番は寄附ということですが、どういう経緯でしょうか。

平野審査班長

本人との話では、相続でもらったらしいですけれども、自分では耕作できないので誰か使ってくれる人がいればということで、障害のある子供たちとそこで農業をやりたいということで手を挙げて、土地の所有者が、それであればお金は要らないので、使ってほしいということで、寄付になったとのことでした。

齋藤委員

ありがとうございます。

議長

ほかに。小川委員。

小川委員

2 番ですけど、今までの経営面積がゼロですが、機械を一式保有しているということで、機械とはどういう機械を保有しているの

	ですか。
石山委員	小さい農機がありました
	ただ、小さい面積で、寄附とか贈与に近いような内容かなというような印象を持っていて、手順としては間違いはないだろうから承認するということにしようかということになりました。
	また、新規就農の条件が、私が農業委員になって間もない頃は、いわゆる下限面積がありましたが、その後法改正されて撤廃されたと伺いました。そういう規定がないのであれば、これを反対する理由はないのではないかということ審査班で話して、今回説明させていただいています。
小川委員	白井市から通われるのですか。
平野審査班長	それも聞きました。30分かけて自転車で通われます。
石山委員	家族が近隣にいるらしくて、その関係で家族のところに寄ったり、こっちに来たりということで可能だろうと思うというようなことでした。
議長	今までそういう下限面積などの基準がありましたが、それがなくなって、このような申請が来た場合に、審査の基準が難しくなってきました。どこまでが家庭菜園でどこからが新規就農なのかこちらで判断するわけにはいかない。これは300坪あるから新規就農なのか家庭菜園なのか、本人が新規で行うというものは一括して新規就農なのかというのは、今後、審査基準についても検討されていく課題の一つかなと思います。
小川委員	分かりました。
議長	高橋委員。
高橋委員	1番の場所の傍をヘリコプターが飛ぶのですか。
平野審査班長	そうです。
高橋委員	その話はしていましたか。
平野審査班長	ヘリポートの横を整備してとのことで、利用者は障害施設の方ですけれども、音に敏感な子は絶対連れてこないという配慮はして

	仕事をしてもらうということは言っていました。
高橋委員	ヘリポートができるということは知っているわけですね。
平野審査班長	そのことは全部分かっていました。
高橋委員	分かりました。
議長	ほかに。穴倉委員。
穴倉委員	直接関係ないのですが、2号議案のほうで6ページの地図を見ますと、申請地とその隣の所有者は同じ方の名義ですが、この譲渡
	人の方は、ほかにも畑を持っているのでしょうか。
議長	事務局。
事務局	はい、おっしゃるとおりで隣も所有しています。
穴倉委員	続いているわけですね。分かりました。
事務局	別の筆です。
穴倉委員	はい。
議長	ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。
	ないようでしたら、採決いたします。
	本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	全員一致であります。よって許可とすることに決しました。
	局長。
局長	農地法第4条許可申請について、議案第2号の1から2を上程いたします。
議長	本議案につきまして、豊田審査班長の報告を求めます。
豊田審査班長	それでは、今日3日、藤家 雅子委員、伊藤 貞推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。
	議案書3ページ、地図7から9ページをご覧ください。

議案第2号の1につきましては、柏市で障害福祉サービス事業を営む法人が、農地法第3条に基づく賃借権の設定をしている土地の一部を、経営するイチゴ農園の駐車場として転用するものです。

申請地は畑で、隣接地は畑及び道となっており、申請地の周囲には溝が施工されており、また、雨水は砂利敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。

申請地は、令和4年12月23日付で一時転用許可を得ていますが、今後の農園経営を考え、恒久転用として改めて申請するものです。

なお、転用に関する同意が土地所有者から得られており、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みです。

資力については、現地が既に駐車場として整備されていることを確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、農用地区域内の農地で、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された農業用施設用地と認められると判断します。

続きまして、議案書3ページ、地図10から12ページをご覧ください。議案第2号の2につきましては、市内でアスファルト舗装工事業を営む法人から要望を受け、車両置場及び資材置場として整備し貸し出すものです。

申請地は畑で、隣接地は畑、過去に特定建築条件付売買予定地として転用許可済の畑となっており、整備にあたり、周囲には土留めを施工し、雨水は碎石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みです。

資力については、必要となる金額を証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に教育施設である千葉県立船橋古和釜高等学校と、社会福祉施設である特別養護老人ホーム船橋百寿苑があることから、第3種農地と判断します。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われます。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

議長

議長

（「異議なし」の声あり）

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第4条許可申請について、議案第2号の3から4を上程いたします。

議長

本議案につきまして、平野審査班長の報告を求めます。

平野審査班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図13から15ページをご覧ください。

議案第2号の3から4につきましては、関連議案ですので一括説明いたします。

議案第2号の3から4につきましては、市内で高齢者介護施設を営む法人から要望を受け、駐車場及び道路として整備し、貸し出すものです。

申請地は畑で、隣接地は畑、宅地、用悪水路及び公衆用道路となっており、整備にあたり周囲には既存ブロック及び丸太とロープにて仮囲いを施工し、また、雨水は砂利敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。なお、申請地に隣接する農地は、譲渡人所有の農地以外はありません。

資力については、必要となる金額を証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が三咲駅を中心とした半径500メートル以内及び半径1キロメートル以内の宅地化率が40パーセントを超える区域となるため、第2種農地と判断します。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長	異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。 本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。 全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。 局長。
局長	農地法第4条許可申請について、議案第2号の5を上程いたします。
議長	本議案につきまして、豊田審査班長の報告を求めます。
豊田審査班長	それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。 議案書3ページ、地図16から18ページをご覧ください。 議案第2号の5につきましては、市内で土木工事業を営む法人から要望を受け、資材置場として整備し、貸し出すものです。 申請地は畑で、隣接地は畑、宅地、墓地となっており、整備にあたり周囲には単管パイプ柵を施工し、また、雨水は碎石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。 資力については、必要となる金額を証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。 農地の区分については、申請地が集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。 以上、本議案につきましては、許可相当と思われます。
議長	ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。 本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。 全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。 局長。

局長	農地法第4条許可申請に関する議案第2号の6及び農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に関する議案第4号の1を上程いたします。
議長	本議案につきまして、豊田審査班長の報告を求めます。
豊田審査班長	それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。 続きまして、議案書4ページ及び6ページ、地図19から21ページをご覧ください。 議案第2号の6及び議案第4号の1につきましては、関連議案ですので一括説明いたします。 2つの申請の関連を分かりやすくするため、議案第4号の1より説明いたします。 議案第4号の1につきましては、令和7年7月30日付で建売分譲住宅として農地転用許可を得ておりますが、個々の顧客のニーズに応えるため、特定建築条件付売買予定地として計画変更をするものです。 議案第2号の6につきましては、当該計画変更に伴う転用許可申請です。 これは、建売分譲住宅から特定建築条件付売買予定地へ計画変更する場合は、許可事由や許可条件が異なることから、許可後の計画変更承認申請に加え、再度、転用許可申請が必要であると千葉県から指導を受けております。 事業計画内容については、当初許可時と変更はありません。 本申請は「特定条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。 農地の区分については、申請地が水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に教育施設である夏見台幼稚園と、社会福祉施設である特別養護老人ホーム船橋健恒会ケアセンターがあることから、第3種農地と判断します。 以上、議案第2号の6につきましては許可相当、議案第4号の1につきましては承認相当と思われます。
議長	ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。 本議案につきまして、審査報告のとおり、議案第2号の6については許可相当とし、議案第4号の1については承認相当とするこ

局長
議長
平野審査班長

とに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よってそのように決しました。

局長。

農地法第5条許可申請について、議案第3号の1から4を上程いたします。

本議案につきまして、平野審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書5ページ、地図22から24ページをご覧ください。

議案第3号の1から4につきましては、関連議案ですので一括説明いたします。

議案第3号の1から4につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が申請地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地12棟として転用するものです。

申請地は畑で、隣接地は畑、宅地、公衆用道路、公園及び雑種地となっており、整備にあたり周囲にはコンクリートブロックを施工し、雨水は浸透貯留槽、汚水・雑排水は浄化槽をそれぞれ設置して、雨水排水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であることから、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

また、申請地周辺には農地が存在するため、農地転用事業者から農作業に伴う生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みであり、都市計画法の手続については、現在申請中であります。

資力については、証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が滝不動駅を中心とした半径500メートル以内及び半径1キロメートル以内の宅地化率が40パーセントを超える区域となるため、第2種農地と判断します。

議長

以上、4議案につきましては、許可相当と思われます。
ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。
小川委員。

小川委員

隣接地はもう道路になっているのですか。

事務局

事務局です。道路でございます。

小川委員

前回、道路に。分かりました。

議長

ほかにご異議、ご質問等ございませんでしょうか。
なければ採決をいたします。
本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。
全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。
局長。

局長

農地法に基づく許可を要しない土地の証明願について、議案第5号の1を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

事務局です。議案第5号の1につきましては、農地法に基づく許可を要しない土地の証明願でございます。
議案書6ページ、地図25から26ページをご覧ください。

本議案につきましては、二和西の畑、面積は313平方メートルであります。

当該地は、20年以上前から宅地として一体利用されており、現在に至っております。

20年以上、宅地であった旨の証明として、平成13年12月31日撮影の航空写真が添付されております。

以上、本議案につきましては、農地法に基づく許可を要しない土地と思われます。

議長

ただいまの事務局説明に対して、ご異議、ご意見等ございませんでしょうか。
（「異議なし」の声あり）

議長	異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。 本議案につきまして、農地法に基づく許可を要しない土地と判断する方の挙手を求めます。 全員一致であります。よって許可を要しないと決しました。 局長。
局長	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案第6号の1を上程いたします。
議長	本議案につきまして、事務局から説明を願います。
事務局	議案第6号の1につきましては、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてでございます。議案書は8ページです。 本件につきましては、前貝塚町に在住の申請人の父が令和7年3月に死亡したことにより、耕作農地6筆、計6,123平方メートルのうち、生産緑地である前貝塚町の畑3筆、計4,462平方メートルについて、相続税の納税猶予を受ける適格者として証明願の申請がありました。 事務局が調査したところ、現地が農地として利用されており、申請人から今後も引き続き農業経営を行うことを確認しました。 したがって、申請人は相続税の納税猶予を受ける適格者であると思われます。 以上です。
議長	ただいまの事務局説明に対して、ご意見はございませんでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。 本議案につきまして、相続税の納税猶予の適格者と認定することに賛成の方の挙手を求めます。 全員一致であります。よって適格者と認定することに決しました。 局長。
局長	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、議案第7号の1から3を上程いたします。
議長	本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局	議案第7号は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願でございます。議案書は9ページです。 1につきましては、東中山に在住していた農業従事者が令和7年1月に死亡したことにより、当該土地の相続人から生産緑地の指定を受けている東中山2丁目の畑1筆、653平方メートルについて市長に買取り申出を行うため、証明願が提出されました。 2及び3につきましては、印内に在住していた農業従事者が令和7年4月に死亡したことにより、耕作地11筆、計16,782平方メートルのうち、2は当該土地の所有者から生産緑地の指定を受けている印内3丁目の畑1筆、72平方メートルについて、3は当該土地の相続人から生産緑地の指定を受けている印内3丁目の畑2筆、計5,736平方メートルについて、市長に買取り申出を行うため、証明願が提出されました。 以上、3議案につきましては、事務局による事情聴取、従事日数等の確認及び現地調査を行った結果、買取り申出事由の生じた者が、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者または生産緑地法施行規則第3条の規定に基づく、農業に一定割合以上従事している者であると思われます。 以上です。
議長	ただいまの事務局説明に対して、ご意見はございませんでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。 本議案につきまして、農業の主たる従事者として認定することに賛成の方の挙手を求めます。 全員一致であります。よって認定することに決しました。 局長。
局長	農用地利用集積等促進計画案について、議案第8号の1から61を上程いたします。
議長	本議案につきまして、事務局から説明を願います。
事務局	議案第8号の1から61につきましては、農用地利用集積等促進計画案についてでございます。議案書は10ページから26ページです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定において、市は農地中間管理機構の求めに応じて農用地利用集積等促進計画の案を作成する場合、農業委員会の意見を聴くものとされており、また、同条第4項の規定において、市は農業委員会の意見を聴いたときは、その旨及びその内容を記載した書類を農用地利用集積等促進計画の案に添付して、農地中間管理機構へ提出する必要があることから、市長から農業委員会の承認をいただきたい旨の依頼がありました。

1は、二和西2丁目の畑2筆、計1,796平方メートルに使用貸借による権利6年。

2は、小野田町の現況畑の山林3筆、計3,125平方メートルに賃借権5年。

3は、神保町の畑4筆、計2,179平方メートルに賃借権6年。

4は、二和西2丁目の畑2筆、計628平方メートルに使用貸借による権利5年。

5は、二和西5丁目の畑1筆、1,087平方メートルに使用貸借による権利5年。

6は、神保町の畑1筆、2,274平方メートルに使用貸借による権利5年。

7は、大穴北2丁目の畑2筆、計4,532平方メートルに賃借権5年。

8は、大穴北6丁目の畑3筆、計5,318平方メートルに賃借権5年。

9は、神保町の畑1筆、866平方メートルに賃借権5年。

10は、神保町の畑1筆、866平方メートルに賃借権5年。

11は、神保町の畑1筆、2,614平方メートルに賃借権5年。

12は、旭町5丁目の畑1筆、1,129平方メートルに賃借権5年。

13は、古和釜町の畑4筆、計4,480平方メートルに使用貸借による権利5年。

14は、大穴北5丁目の畑1筆、1,001平方メートルに賃借権5年。

15は、八木が谷5丁目の畑3筆、計2,465平方メートルに賃借権5年。

16は、楠が山町の畑1筆、425平方メートルに賃借権5年。

17は、楠が山町の畑1筆、425平方メートルに賃借権5年。

- 18は、車方町の畑3筆、計2,045平方メートルに使用貸借による権利5年。
- 19は、車方町の畑1筆、1,685平方メートルに賃借権5年。
- 20は、豊富町の畑1筆、750平方メートルに賃借権5年。
- 21は、神保町の畑2筆、計2,654平方メートルに賃借権5年。
- 22は、豊富町の畑1筆、991平方メートルに賃借権5年。
- 23は、神保町の畑2筆、計1,255平方メートルに賃借権5年。
- 24は、神保町及びみやぎ台4丁目の畑及び現況畑の田8筆、計4,693平方メートルに賃借権5年。
- 25は、豊富町の畑1筆、2,109平方メートルに賃借権5年。
- 26は、二和西6丁目の現況樹園地の畑2筆、計6,024平方メートルに使用貸借による権利5年。
- 27は、金堀町の畑2筆、計2,740平方メートルに賃借権5年。
- 28は、大穴町の畑3筆、計2,274平方メートルに賃借権5年。
- 29は、豊富町の畑2筆、計2,114平方メートルに使用貸借による権利5年。
- 30は、みやぎ台1丁目の畑2筆、計1,012平方メートルに使用貸借による権利5年。
- 31は、八木が谷5丁目の畑6筆、計1,064平方メートルに賃借権5年。
- 32は、八木が谷5丁目の畑1筆、720平方メートルに賃借権5年。
- 33は、八木が谷5丁目の畑6筆、計1,938平方メートルに賃借権5年。
- 34は、高根町の畑1筆、981平方メートルに賃借権5年。
- 35は、高根町の畑2筆、計1,187平方メートルに使用貸借による権利5年。
- 36は、二和西2丁目の畑1筆、1,597平方メートルに使用貸借による権利5年。
- 37は、馬込町の畑4筆、計3,600平方メートルに賃借権5年。
- 38は、飯山満町1丁目の畑1筆、1,579平方メートルに賃借権5年。

- 39は、高根町の畑1筆、2,370平方メートルに賃借権5年。
- 40は、馬込町の畑1筆、2,856平方メートルに賃借権5年。
- 41は、旭町5丁目の畑9筆、計6,527.63平方メートルに賃借権5年。
- 42は、二和西3丁目の畑1筆、3,500平方メートルに賃借権5年。
- 43は、飯山満町2丁目の畑2筆、計927平方メートルに使用貸借による権利5年。
- 44は、馬込町の畑3筆、計1,364平方メートルに賃借権5年。
- 45は、二和東3丁目の畑2筆、計3,923平方メートルに賃借権5年。
- 46は、馬込町の畑1筆、1,904平方メートルに賃借権5年。
- 47は、二和西2丁目の畑1筆、1,159平方メートルに賃借権5年。
- 48は、金杉1丁目の畑1筆、2,092平方メートルに使用貸借による権利5年。
- 49は、二和東1丁目の畑2筆、計4,891平方メートルに賃借権5年。
- 50は、神保町の畑1筆、866平方メートルに賃借権5年。
- 51は、旭町6丁目の畑2筆、計1,539平方メートルに賃借権5年。
- 52は、神保町の畑1筆、6,522平方メートルに賃借権5年。
- 53は、大神保町の現況畑の原野及び畑6筆、計5,143平方メートルに賃借権5年。
- 54は、神保町の畑1筆、1,457平方メートルに使用貸借による権利5年。
- 55は、神保町の畑1筆、1,983平方メートルに賃借権5年。
- 56は、車方町の現況畑の山林1筆、4,959平方メートルに賃借権5年。
- 57は、みやぎ台4丁目の畑1筆、664平方メートルに賃借権5年。
- 58は、楠が山町の畑4筆、計3,467平方メートルに使用貸借による権利5年。
- 59は、豊富町の畑2筆、計2,040平方メートルに賃借権5年。

60は、神保町の畑1筆、2,000平方メートルに賃借権6年。

61は、古和釜町の畑2筆、計1,982平方メートルに賃借権5年。

以上をそれぞれ、改正前の農業経営基盤強化促進法で設定した利用権が期限を迎えることから、継続して貸借するものです。

事務局において、借り手の経営状況等を確認調査した結果、計画を承認することが適当であると思われます。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対して、ご意見はございませんでしょうか。

高橋委員 いいですか。今年から貸し借りが新しく中間管理になって、みな5年ですが、金額が載っていないところがありますけど、それは決めているということですか。

議長 事務局。

事務局 基本的に賃借権を設定されているところは、金額の記載はさせていただいているのですが、使用貸借による権利の設定の場合は、金額が発生しないため空欄になっているかと思われます。

高橋委員 別の案件で、これから貸し借りという話がありまして、隣の畑の方を買ってくれるか借りるかしてほしいと言われたのですが、別に金額は無料でも関係ないですね。

議長 事務局。

事務局 高橋委員おっしゃるとおり、あくまでも借り手と貸し手の双方の合意があれば、使用貸借の権利、そういったご事情があれば、無償でもということであれば、制度としては認められておりますので、そのような話、あっせんしていただいても問題ないかなとは思われます。

高橋委員 分かりました。

議長 ほかに。齋藤委員。

齋藤委員 促進計画案ということですが、ご本人たちに、中間管理機構を通してという話はしてあるのでしょうか。

議長 事務局。

事務局	双方から中間管理機構に対する申請書を農水産課が受けて、農水産課が農業委員会の意見を伺いたいということで、今回こういった総会の議案に上がっていますので、双方、中間管理機構を通した貸し借りというご認識はお持ちでございます。
議長	よろしいですか。齋藤委員。
齋藤委員	そうしますと、双方の意見を聞いて、双方の意向が一致していないものは、ここには載っていないということでしょうか。ここには名前が載っていない方は別にまたやるということですか。
議長	事務局。
事務局	今回、議案に上がっている計画に関しては、先ほど申し上げた改正前の農業経営基盤強化促進法が12月31日で期限を迎えるので、1月1日からの更新に間に合わせるように中間管理機構による公告いただく計画案でございますので、そういった意味で10月総会で上程させていただいておりますので、また順次、期限を迎えて皆さまから申請いただければ、その翌月等の総会に上程し、農業委員会の皆様のご意見を伺う形になるのかなと思っております。
議長	大丈夫ですか。
齋藤委員	はい。分かりました。
議長	藤家委員。
藤家委員	今、齋藤さんがおっしゃった、周りでこれと関係なく貸借されているケースというのは、3条で認められたケースと例えば中間管理機構を通してのケースと両方あるということですよ、現状では。
議長	事務局。
事務局	はい。おっしゃるとおり、生産緑地にはまた別の法律がありますし、今おっしゃったような、調整区域の貸し借りは農地法3条でも、もちろん正式に手続いただければ、そういった貸し借りもありますので、全てが中間管理ではないかなと思います。
藤家委員	もう一点、中間管理機構を通した場合、借受人は認定農業者である必要があるように聞いていたのですけれども、これはそうではない方も含まれているのですか。
議長	事務局。

事務局	議案の載せ方としましては、過去の慣例で認定農業者は記載しておりますので、おっしゃるとおり、借受人に対して認定農業者の記載のない方は、認定農業者ではない、例えば基本構想水準到達者等の担い手の方などが該当するかと思います。 今、ご質問いただいた中間管理機構における貸借において、法律の主旨としては担い手であることが望ましいという形にはなっているのですが、認定農業者等の担い手であることが絶対条件ではないため、そういった認定農業者の記載がない方々も、こういった制度は活用いただいているのが現状です。
藤家委員	推進委員の方とお話ししているときに、中間管理機構を通すときに、いつも認定農業者の登録をしてもらっているという話を聞いたものですから、それを推進はされてはいるけれども、絶対ではないということによろしいですか。
議長	事務局。
事務局	はい。おっしゃるとおりで、市のほうも責任を持ってこういった計画案をつくる上で、1つの判断材料にはなりますので、そういった意味で認定農業者等を取られているほうが望ましいという見解はあると思いますが、絶対条件ではないので、今後も認定農業者をお持ちでない方からの申請というのはお受けするのかなとは思っております。
藤家委員	分かりました。
議長	ほかにご質問等ございませんでしょうか。高橋委員。
高橋委員	9番と10番の借受人ですが、借りている農地しかないのですが、自分が農地を持っていないということは、どういう方なんでしょうか。
議長	事務局。
事務局	ご自身での所有農地はないですが、過去数年来にわたり農業経営基盤強化促進法での貸し借りの更新が続けられている方で、農地台帳にも露地野菜の作付けをしっかりとされている方という情報がありましたので、過去から継続して、今回も同じ形で継続して契約を更新されたという方と伺っております。 以上です。
議長	よろしいですか。

高橋委員

議長

はい。

ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

ないようであれば採決いたします。

本議案につきまして、農用地利用集積等促進計画案として、意見がないものとして承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

局長。

局長

農用地利用集積等促進計画案について、議案第8号の62から63を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

議案第8号の62から63につきまして、議案書は27ページです。

62は、旭町5丁目の畑1筆、1,295平方メートルに賃借権5年。

63は、豊富町の畑及び現況畑の山林5筆、計9,200平方メートルに賃借権5年。

以上をそれぞれ新規に設定するものです。

事務局において、借り手の経営状況等を確認調査した結果、計画を承認することが適当であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

ないようでしたので、採決いたします。

本議案につきまして、農用地利用集積等促進計画案として意見がないものとして承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

続いて、事務局より報告がございます。

局長

事務局より報告事項が9件ございます。

まず初めに、報告事項（1）、議案書は28ページになります。農地法第3条の3の届出に係る受理通知書の交付について、2件の

届出を受理いたしました。なお、あっせんの希望はありませんでした。

報告事項（２）、議案書は２９ページから３０ページになります。農地法第４条届出に係る受理通知書の交付について、８月中に１件の届出を受理いたしました。

報告事項（３）、議案書は３１ページから３２ページになります。農地法第５条届出に係る受理通知書の交付について、８月中に１件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項（１）から（３）の届出につきましては、農業委員会事務局規程第７条第１項第１号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

続きまして、報告事項（４）、議案書は３３ページになります。農地法第５条公売に係る買受適格証明願いについて、３件の証明書を交付いたしました。

報告事項（５）、議案書は３４ページから３６ページになります。転用許可に伴う工事完了報告について、３件の報告書の提出がありました。事務局で現地を調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛に報告書を送付いたします。

報告事項（６）、議案書は３７ページになります。農地転用許可後の工事進捗状況報告について、１件の報告書の提出がありました。事務局で現地を調査し、工事の進捗状況を確認いたしましたので、千葉県知事宛に報告書を送付いたします。

報告事項（７）、議案書は３８ページになります。農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人の報告について、１件の報告書の提出がありました。事務局にて内容を精査したところ、農地所有適格法人の要件を満たしておりましたのでご報告いたします。

報告事項（８）、議案書は３９ページになります。生産緑地地区における行為の制限の解除について、１件の行為の制限の解除がなされ、市長より通知がありましたのでご報告いたします。

最後に、報告事項（９）、議案書は４０ページになります。９月２２日に実施いたしました農地パトロールの結果について、ご報告いたします。当案件については、１０月３日及び１０月７日に土地所有者等関係者に対し事情聴取を行いました。今後の対応について、原状回復並びに適切な手続きを促し、違反の解消を図ります。

報告は以上でございます。

議長

以上で、本日予定されました議案審議は終了いたしました。（午後 3 時 5 5 分）

次に、事務連絡がございます。

事務局

_____ 事務連絡 _____